

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案について

公布日：平成22年3月31日予定 施行日：平成22年4月1日予定

職業能力開発促進法 第19条第1項(職業訓練の基準：職業訓練の水準の維持向上のための基準を規定)

職業能力開発促進法施行規則

第10条(普通課程の訓練基準→規則別表第2)

第14条(応用課程の訓練基準→規則別表第7)

第37条(免許職種等→規則別表第11)

規則別表

主要な産業分野に関して訓練科ごとに標準的な訓練内容等を規定

近年の産業技術・産業動向等との隔たりが見られる部分がある

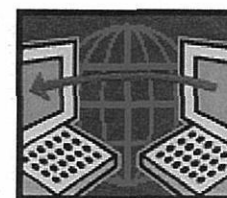
見直しの対象

- 1 普通課程の訓練基準(規則別表第2)
情報・通信分野について見直し
- 2 応用課程の訓練基準(規則別表第7)
電子情報分野について見直し
- 3 免許職種等(規則別表第11)
指導員の免許職種等について規則別表第2の見直しに伴う改正



各分野及び職業訓練等の有識者で構成する
専門調査員会を設置し、検討

省令改正



～改正を行う訓練科・主な内容(案)～

- 1 情報・通信分野の訓練科の見直し検討を行い、産業技術の動向等を踏まえ、訓練基準を改正(教科の内容、訓練時間数の配分等の改正)。
- 2 電子分野と情報分野を融合する産業の進展等に対応した人材需要の高まりを踏まえ、応用課程の訓練科を新設。
- 3 上記1の情報・通信分野の訓練科の見直しに伴い、指導員免許の免許職種「情報処理科」の学科試験の科目を改正。